

[事案 2024-60] 減額手続無効確認請求

・令和6年12月26日 裁定終了

<事案の概要>

減額手続が無効であることの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年6月に契約した終身保険について、平成18年7月に減額手続が行われているが、以下の理由により、減額手続が無効であることの確認を求める。

- (1)平成18年7月に、担当者から、少しでも多く保険金を受け取れるための手続をするということを知ったため、保険会社を訪問した。
- (2)その際、自分が署名捺印したのは白紙の用紙に署名捺印欄があるだけの用紙であり、減額請求書に署名捺印はしておらず、本減額手続は書類の捏造、偽造によって行われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、減額・特約解約請求書に自ら署名捺印している。
- (2)本減額手続に伴う解約返戻金は、申立人名義の口座に送金されていること、毎年の契約内容通知文書の送付等により、減額後の保険内容は申立人にて確認可能であるにもかかわらず、本減額手続から約9年間、申立人から異議等が一切述べられていないことからすれば、本減額手続は申立人の意思にもとづいて行われたものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本減額手続時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。